

審 査 基 準

令和4年3月15日作成

法 令 名 : 銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項 : 第9条の13第3項
処 分 の 概 要 : 年少射撃資格認定証の書換え又は再交付
原権者(委任先) : 京都府公安委員会
法 令 の 定 め : 銃砲刀剣類所持等取締法第7条第2項(許可証)、第9条の13第3項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条(届出及び申請の手続)、第32条(許可証の書換えの申請)、第78条(年少射撃資格認定証の書換えの申請)、第79条(年少射撃資格認定証の再交付の申請)
審 査 基 準 :
標 準 処 理 期 間 : 5日(書換えにあつては3日)
申 請 先 : 申請書は、あなたの住所地を管轄する警察署の生活安全課(係)窓口に提出してください。
問 い 合 わ せ 先 : 生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室銃砲火薬・危険物係(電話 075-451-9111 内線3052)
備 考 :